

(5) 施設機能の充実

厚生労働省は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針、第三者評価の基準により、施設運営の質の向上を図っている。

(6) 被措置児童等に対する虐待の防止

施設入所や里親委託などの措置がとられた子供（以下「被措置児童等」という。）への虐待があった場合には、その子供を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。不適切な施設運営や事業運営が行われている場合には、施設や事業者を監督する立場から、「児童福祉法」に基づく適切な対応が必要となる。

厚生労働省は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」¹⁴²により、被措置児童等への虐待の防止を図っている。このガイドラインでは、都道府県の関係部局の連携体制や通告があった場合の具体的な対応のための体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備すること、関係施設の協議会との連携・協議を強化し被措置児童等への周知や子供の権利についての学習機会の確保を図ることなどが具体的に示されている。

3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

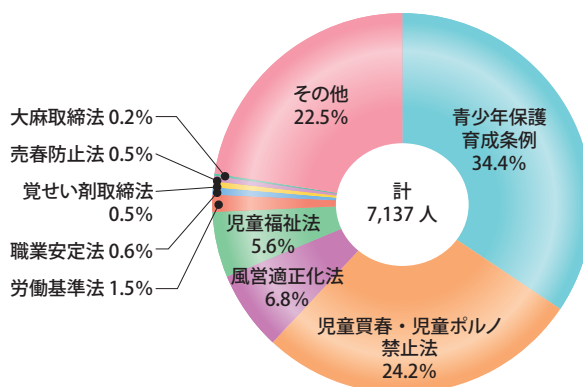
(1) 取締り（警察庁、法務省）

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平11法52。平成26年6月一部改正。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）違反や「児童福祉法」違反といった福祉犯は、被害者の心身に有害な影響を及ぼし、その健全な育成を著しく阻害する。

警察は、積極的な取締りと被害者の発見保護に努めている。平成26（2014）年の福祉犯の検挙人員は、7,137人で、前年に比べ239人（3.2%）減少した（第2-3-24図）。このうち、暴力団などの関係者の検挙人員は282人で、福祉犯における検挙人員の4.0%を占めている（第2-3-25表）。

検察は、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努めている。

第2-3-24図 福祉犯の検挙人員（法令別 平成26年）



（出典）警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」

第2-3-25表 福祉犯の検挙人員と暴力団の関与（平成26年）

	計	風営適正化法	売春防止法	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	労働基準法	職業安定法	毒物及び劇物取締法	覚せい剤取締法	青少年保護育成条例	その他
福祉犯の検挙人員数 (A) (人)	7,137	482	34	398	1,967	104	44	1	36	2,454	1,617
暴力団等関係者 (B) (人)	282	60	8	87	22	7	11	0	16	59	12
関与率 (B/A) (%)	4.0	12.4	23.5	21.9	1.1	6.7	25.0	0.0	44.4	2.4	0.7
暴力団等関係者の構成比 (%)	100.0	21.3	2.8	30.9	7.8	2.5	3.9	0.0	5.7	20.9	4.3

（出典）警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況等」

142 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html

(2) 児童買春・児童ポルノ問題（内閣府，警察庁，総務省，経済産業省，法務省）

児童買春や児童ポルノは、子供の性的な搾取・虐待であり、子供の権利を踏みにじる断じて許しがたいものである。児童ポルノがいったんインターネット上に流出すれば、その回収は事実上不可能であり、被害を受けた子供の苦しみは将来にわたって続くことになる。平成26（2014）年6月、児童買春・児童ポルノ禁止法が一部改正され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。

政府では、児童ポルノの蔓延・氾濫を食い止め、排除を進めていくため、平成25（2013）年5月に策定された「**第二次児童ポルノ排除総合対策**」に基づき、関係府省が連携して、児童ポルノ排除対策を推進している¹⁴³（第2-3-26図）。

第2-3-26図 第二次児童ポルノ排除総合対策の概要



(出典) 内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/>)

内閣府は、平成25年11月、関係団体などで構成する第5回「**児童ポルノ排除対策推進協議会総会**」（会長：内閣府副大臣）を開催した。また、公開シンポジウムにより児童ポルノ根絶に向けた国民運動の輪が更に広がるよう呼び掛けを行っている。平成26年度の公開シンポジウムでは、「児童福祉における性暴力被害と児童ポルノ」についての基調講演が行われたほか「児童ポルノ事犯について考える～未然防止・拡大防止と被害児童の保護・支援～」をテーマにパネルディスカッションが行われた（第2-3-27図）。

143 <http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/index.html>

第2-3-27図 児童ポルノ排除対策に関する協議会・シンポジウム

(1) 児童ポルノ排除対策推進協議会総会



(2) 児童ポルノ排除対策公開シンポジウム



(出典) 内閣府資料

警察は、児童ポルノをめぐる情勢が深刻な状態にあることから、「児童買春・児童ポルノ禁止法」による積極的な取締りなどに努めている。平成26年には、1,828件、* 1,380人を検挙した。また、出会い系サイトなどを利用し、組織的に児童買春の周旋を行う事犯や、飲食店、マッサージ店などの合法的な営業を装いながら、児童に卑わいな言動などで客に接する業務をさせるものが出現していることから、その実態把握の推進と情報の分析、積極的な取締りなどに努めている。

なお、児童ポルノの流通・閲覧を防止するため、インターネット・サービス・プロバイダなどの関連事業者によるブロッキングが実施されている。

(3) 「出会い系サイト」や「コミュニティサイト」の問題（警察庁）

警察は、「出会い系サイト」に起因する事犯について、平成26（2014）年には、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平15法83）違反を検挙している。また、出会い系サイト以外のコミュニティサイトを利用して子供が犯罪被害に遭った事犯については、「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反などを検挙している。また、子供が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った子供と接触して直接に注意・指導などを行うサイバー補導を推進している。

(4) 子供の犯罪被害の防止

ア 学校における安全管理（文部科学省）

文部科学省は、「学校安全の推進に関する計画」¹⁴⁴（平成24年4月閣議決定）に基づき、学校における安全管理を推進している。また、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として、元警察官などからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回や学校安全ボランティアに対する警備のポイントの指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子供の見守り活動に対する支援を行っている。さらに、「子供安心プロジェクト」として、都道府県教育委員会が行う防犯教室などの講師となる教職員などに対する講習会の開催を支援している。

イ 関係機関・団体からの情報の活用（警察庁）

警察庁は、法務省から子供を対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、訪問による所在確認や同意を前提とした面談を取り入れるなど、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。

144 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm

警察は、子供が被害に遭った事案や、子供に対する犯罪の前兆と思われる声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。これらの情報を、都道府県警察のウェブサイトで公開し、電子メールなどを活用した発信も行っている。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知し、検挙や被害者の保護に結び付けるため、警察庁から委託を受けた民間団体が少年福祉犯罪や児童虐待事案、人身取引事犯などに関する通報を国民から電話やインターネットにより匿名で受け付け、事件検挙などへの貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用している。

ウ 人身取引対策（内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

人身取引は、重大な人権侵害であり、被害者に対して、深刻な肉体的・精神的な影響を与え、その被害の回復が非常に困難である。人道的な観点からも、迅速・的確な取組が必要とされている。

政府では、平成21（2009）年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」に基づき対策に取り組んできたところであるが、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成26（2014）年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」¹⁴⁵を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

同計画に基づき、外国の関係機関、国際機関及びNGOとの協力を強化して、人身取引の防止を図るとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案をより積極的に把握し、その撲滅と被害者の適切な保護を推進している。

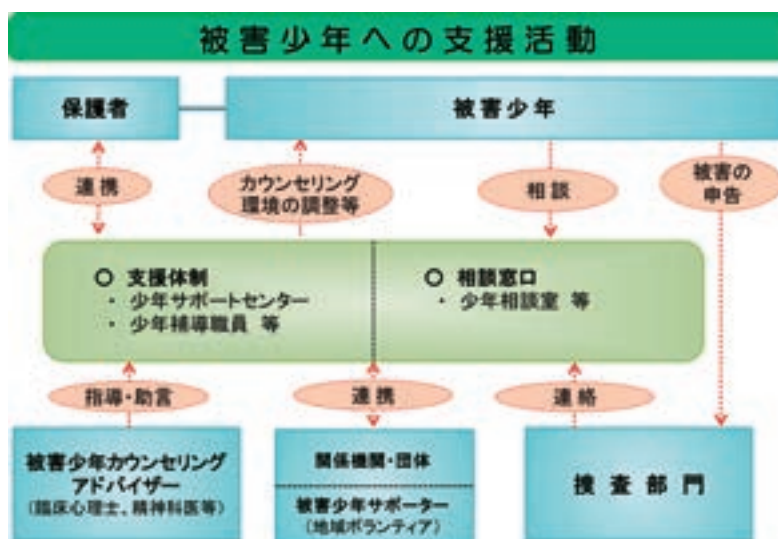
4 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応（警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健やかな育成に与える影響が大きい。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切である。

警察は、被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。臨床心理学や精神医学といった高度な知識・技能や豊富な経験を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら、支援を実施している。また、それぞれの地域において、保護者などとの緊密な連携の下に日常の少年を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活動などを行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している（第2-3-28図）。

145 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/keikaku2014.pdf>

第2-3-28図 警察による被害少年への支援活動



(出典) 警察庁資料

文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、被害を受けた子供の立ち直りを支援する活動を推進している。さらに、子供の心のケアに対する対応の充実を図るため、教職員などを対象とした研修会、シンポジウム、教職員向けの指導参考資料の作成などを行っている。

5 いじめ防止対策、自殺対策

(1) いじめ防止対策

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるが、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。

いじめの防止のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることや、全ての子供がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に関する子供の理解を深めることを旨として行われなければならない。また、いじめを受けた子供の生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭などの関係者が連携することが必要である。

平成25(2013)年6月には、第183回通常国会において、「いじめ防止対策推進法」が成立した。同法の成立を受け、文部科学省では同年10月、「いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定した。「いじめの防止等のための普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、同法や方針の周知に取り組んでいる(第2-3-29図①,②,③)。